

兵庫県公報

平成25年9月6日 金曜日 第2524号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の指定（建築指導課）	5

公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 二級河川夢前川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	7
○ 二級河川香住谷川水系河川整備基本方針の策定（同）	7
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10

告 示

兵庫県告示第1110号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	平成26年3月10日(月)から同月31日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	その皮革面積計の所在の場所

兵庫県告示第1111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市松本土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	二星眞盛	神戸市西区榎谷町松本276番地の1
同	二星博哉	同 市同区榎谷町松本594番地の2
同	井上富雄	同 市同区榎谷町松本770番地

同	井 上 昇	同	市同区櫛谷町松本412番地
同	二 星 克 己	同	市同区櫛谷町松本546番地
同	井 上 俊 春	同	市同区櫛谷町松本815番地の3
同	川原上 敏 郎	同	市同区櫛谷町松本776番地
同	二 星 澄 広	同	市同区櫛谷町松本332番地
監 事	井 上 博 嗣	同	市同区櫛谷町松本353番地
同	二 星 敬	同	市同区櫛谷町松本320番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	二 星 博 哉	神戸市西区櫛谷町松本594番地の2
同	二 星 正 弘	同 市同区櫛谷町松本273番地の1
同	加 藤 近 春	同 市同区櫛谷町松本800番地
同	二 星 芳 毅	同 市同区櫛谷町松本326番地
同	二 星 嘉	同 市同区櫛谷町松本318番地の1
同	二 星 澄 広	同 市同区櫛谷町松本332番地
同	井 上 隆 司	同 市同区櫛谷町松本815番地の4
同	井 上 一 彦	同 市同区櫛谷町松本669番地の2
監 事	二 星 敬	同 市同区櫛谷町松本320番地の2
同	川原上 章 浩	同 市同区櫛谷町松本775番地



兵庫県告示第1112号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
昭和電工株式会社龍野事業所
たつの市揖保町揖保中251の1
龍野事業所長 前 田 廣 幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
昭和電工株式会社龍野事業所
たつの市揖保町揖保中251の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設
能	力	1 バッチ 5 m ³
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続
使用時間の季節的変動の概要		なし

	区 分	通 常	最 大
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1～3
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		220,000	220,000
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		264,000	264,000
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)		100	100
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)		5以下	5以下
りん含有量 (単位 mg/L)		1以下	1以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)		11	171
フェノール類含有量 (単位 mg/L)		5	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)			0.14

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年9月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年9月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年9月6日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川西市多田院西一丁目145番から 同 市多田院西二丁目30番1まで	旧	6.0から 13.0まで	688.0	一部 予定地
		新	9.0から 21.0まで	696.0	一部 予定地



兵庫県告示第1114号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
池 ノ 中	神 戸 市	須 磨 区	横尾1丁目 妙 法 寺	山 崎 池 ノ 中	260番1の一部 259番2の一部、259番4の一部、259番5の一部 231番4から231番7までの各一部



兵庫県告示第1115号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
天 神	三 田 市		天神2丁目		462番1の一部、462番6の一部、506番の一部、2801番の一部、2990番から2994番までの各一部、2996番1の一部、2996番2、2997番1の一部、2997番3の一部、3044番1の一部、3044番2の一部、3051番の一部、2801番から3044番1に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第1116号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
広 沢 (2)	三 田 市		下内神	寺 井 小 田 中	472番1の一部、473番1の一部 487番の一部、488番1の一部、488番21の一部、489番1、489番2、489番4の一部、490番14、492番1の一部、492番2、492番3の一部、492番5の一部、492番6の一部、493番1の一部、493番2、495番1の一部、495番4の一部、495番7の一部、495番8の一部



兵庫県告示第1117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播予定 0002号	25.8.9	たつの市揖西町中垣内字前田乙26番6、乙26番6地先里道、乙26番6地先水路	5.00	100.00
		同 市揖西町中垣内字恩徳寺垣内甲267番2、甲269番2、甲270番5の一部、甲270番6、甲281番3、甲267番2地先里道	4.00	45.00

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ス	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	8,944	895
セ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	5,427	543

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

- ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、上記(1)により参加の仮申込手続を完了した後、下記(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 受付期間
平成25年9月6日（金）から同月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年9月6日（金）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、平成25年9月26日（木）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
電話（078）341-7711 内線2550、2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
平成25年10月10日（木）午後1時から同月17日（木）午後1時まで
- (2) 入札場所
公有財産売却システム上
- (3) 開札日時
平成25年10月17日（木）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で上記1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



二級河川夢前川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川夢前川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び中播磨県民局姫路土木事務所において公表する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



二級河川香住谷川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川香住谷川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び但馬県民局新温泉土木事務所において公表する。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ニトリたつの店
所在地 たつの市揖保町揖保中字砂田201-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ニトリ
住所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
代表者の氏名 似 鳥 昭 雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社ニトリ 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 似 鳥 昭 雄
外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年2月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,640平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
83台
- (2) 駐輪場の収容台数
36台
- (3) 荷さばき施設の面積
135.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
37.2立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時	午後9時
未定	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No. 1	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No. 2	24時間

8 届出年月日

平成25年8月15日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年9月6日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成26年1月6日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）
所在地 芦屋市海洋町4-9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
代表者の氏名 原 田 健
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
芦屋市海洋町4-1ほか
 - イ 変更後
芦屋市海洋町4-9ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都台東区上野七丁目14番4号
代表者の氏名 越 智 壯
 - イ 変更後
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
代表者の氏名 原 田 健
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
平成21年4月16日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年5月6日ほか
- 5 届出年月日
平成25年7月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年9月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年1月6日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）
 所在地 芦屋市海洋町4-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 ダイワロイヤル株式会社
 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
 代表者の氏名 原 田 健
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
 芦屋市海洋町4-1ほか
 - イ 変更後
 芦屋市海洋町4-10ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 ダイワロイヤル株式会社
 住所 東京都台東区上野七丁目14番4号
 代表者の氏名 越 智 壯
 - イ 変更後
 名称 ダイワロイヤル株式会社
 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
 代表者の氏名 原 田 健
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 平成21年4月16日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成22年5月6日ほか
- 5 届出年月日
 平成25年7月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年9月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成26年1月6日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 高砂市阿弥陀町生石字樋ノ爪22番9の一部、23番8の一部、25番1、28番1、28番9
 同 市阿弥陀町魚橋字山ノ端426番から428番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市中島1丁目6番10号

中務地所 代表者 中 務 真二郎

3 許可年月日及び許可番号

平成25年7月11日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-27-2号（24高砂）